



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年6月27日(火) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
防災課	地域支援係	栗本	内線 2841 直通 058-272-1125 FAX 058-278-2522

市町村職員等を対象とした住家被害調査員育成研修を開催します

県では、近年頻発化・激甚化する災害時に、十分な知識と技術をもって住家の被害調査に従事できる調査員を育成するため、昨年度住家被害調査員育成制度を創設し、住家被害調査員育成研修を開催しています。

このたび、市町村職員等を対象に下記のとおり住家被害調査員育成研修を開催しますので、お知らせします。

記

- 日 時** 令和5年6月30日(金)、7月5日(水)及び6日(木) 10時00分～17時00分
※各日とも同内容
- 会 場** 岐阜県防災交流センター 1階大会議室(岐阜市下奈良3-11-6)
- 参加者** 災害時に住家被害調査業務を行う市町村職員
市町村が応援を依頼する民間団体等の職員 (各日25名程度)
- 内 容** 以下の内容により研修(演習方式)を行います。研修では、被災を想定した家屋の模型を実際に見ながら、タブレット端末を活用し、モデル家屋等の被害調査を行います。
 - ・住家被害調査の概要について
 - ・住家被害の調査方法、調査票の記入方法について
- その他** 研修終了時には、受講者へ修了証を交付します。

<住家被害調査員育成制度>

十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる住家被害調査員を育成することにより、災害発生時の被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の実施に必要な罹災証明書等の交付の円滑化を図るため、令和4年度に創設

- (1) 市町村職員等に対し研修を開催し、必要な知識と技能を持った職員等を育成
- (2) 研修受講者に対し修了証を発行し、住家被害調査員育成研修修了者名簿に登載
- (3) 修了者名簿は、災害時の応援職員等派遣時に活用